

B E L S 評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規定は、別に定める「BELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施するBELS評価業務(以下「評価業務」という。)に係る評価手数料について、必要な事項を定める。

(評価手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する評価手数料は、別表に掲げるとおりとする。

- 1 審査の途中で簡易計算法では基準を満たせず詳細計算法へと変更になった場合、追加料金は5,500円とする。
- 2 直前の審査をセンターが行っている場合の変更申請の料金は、当初申請料金の2分の1の額とする。ただし、図面審査を省略をしている場合は5,500円とする。
- 3 評価書の交付後に行う変更で、計算方法が簡易計算法から詳細計算法へと変えて変更申請を行う場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- 4 共同住宅等において共用部分の審査を行う場合は別途見積もりとする。
- 5 設計内容が特別な計算方法等による場合は別途見積もりとする。
- 6 証明書の再発行手数料は、別表2とする。
- 7 手数料表の適用について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合は別途見積もりとする。
- 8 評価業務が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、評価料金を減額することができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

※表示プレートおよびシールの作成を希望する場合、別途作成費用が必要となります。

BELS評価 手数料

別表 1

単位：円（消費税込み）

	審査区分		手数料
一戸建ての住宅	一般	詳細計算法	33,000
		簡易計算法	27,500
	図面審査を省略※1※2		5,500
共同住宅等※3 (住戸のみ)	一般	詳細計算法	$77,000 + 4,400 \times \text{住戸数}$
		簡易計算法	$77,000 + 3,300 \times \text{住戸数}$
	図面審査を省略※1		$5,500 \times \text{住戸数}$

- ・詳細計算法とは、外皮面積を用いて外皮性能を評価する場合をいう。
- ・簡易計算法とは、「モデル住宅法」、「仕様基準」、「仕様・計算併用法」等のうち外皮面積を用いず外皮性能を評価する場合をいう。

※1 センターで次のいずれかによる性能評価等の申請を同時に行う場合、又はそれらのセンターで交付した証明書等を添付した場合。（審査基準が同等のものに限る）

- ・設計住宅性能評価 ・長期使用構造等確認 ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・その他同等の審査基準が確認できる証明書等

※2 一戸建ての住宅で図面審査を省略している場合に追加の審査が必要な場合は 5,500 円を加算する。

※3 共有部分を有しない共同住宅等において、1 または 2 住戸のみの申請の場合は一戸建て住宅の料金に戸数を乗じた額とする。

別表 2

単位：円（消費税込み）

その他の手数料など	BELS評価書 再発行	5,500
	シール	別途見積り
	プレート	別途見積り